○○県○○計画推進会議気候変動適応策検討部会の設置及び運営に関する要綱

（目的）

第１条　本要綱は、気候変動への適応策について関係部局が連携、協力し、対策を総合的に推進するため、○○県○○計画推進会議の設置及び運営に関する要綱第○条の規定に基づき、○○県○○計画推進会議に「気候変動適応策部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　部会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）適応策に係る情報共有、意見交換に関すること。

（２）本県における適応策の検討に関すること。本県における気候変動による影響の評価を含む。

（組織）

第３条　部会は別表に掲げる所属の職員で構成する。

２　部会には、部会長を置き、○○局○○部長をもって充てる。

３　部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

４　部会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

５　個別検討にあたり、部会の下に、ワーキング会議を置くことができる。

（事務局）

第４条　部会の事務局は、○○局○○部○○課に置く。

（委任）

第５条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附　則

この要綱は、平成○年○月○日から施行する。